

規則

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則八―七

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則の一部を改正する規則

県及び市町村が共同設置するボイラー等の設置届等の取扱い並びにボイラー等の事務の引継ぎに関する規則（埼玉県人事委員会規則八―一）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

圧力容器	ボイラー		書類名
	第一種圧力容器	ボイラー	
	小型ボイラー	ボイラー	設置届、明細書、落成検査合格通知書、検査証
			設置報告書
			設置届、明細書、落成検査合格通知書、検査証

様式中「第二種圧力容器、小型ボイラー」を「小型ボイラー」に改め、「四」を削り、「埼玉県人事委員会委員長殿」を「埼玉県人事委員会委員長 様」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。